

令和4年度補正「大阪・関西万博日本政府出展事業」に係る実施体制等について

令和5年4月12日

商務・サービスグループ 博覧会推進室

令和4年度補正「大阪・関西万博日本政府出展事業」について、令和5年4月12日付けをもって公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（法人番号：9120005020700）と委託契約を締結した。委託・外注費率及び実施体制は以下のとおり。

○実施体制

①通常（甲乙間）の契約の場合

事業者名	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲	精算の有無
未定（再委託先）	未定	¥171,556,000	展示総合設計、プロジェクト進捗管理業務	有
未定（再委託先）	未定	¥1,000,000,000	バイオガスプラント設計施工業務	有
未定（再委託先）	未定	¥1,534,038,246	展示実施設計、一部展示工事への着手及び運営実施計画の策定	有
未定（再委託先）	未定	¥100,000,000	広報・バーチャルの計画策定、行催事の広報、バーチャル日本館の企画	有
未定（再委託先）	未定	¥149,600,000	日本館キービジュアル、キーコピーの制作、ティザーサイトの構築・運営	有

②再委託費率

再委託・外注費（※）の契約金額（見込み）の総額（消費税込み）÷契約総額（消費税込み）×100により算出した率を記載。

98.5%

乙

(再委託先)

(再々委託先)

(それ以下の委託先)

事業者 A (未定)

事業者 B (未定)

事業者 C (未定)

事業者 D (未定)

事業者 E (未定)

特定の再委託先を決定するに当たっての条件

(1) 再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。

(2) 事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。

① 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。

② 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態(注1)(ただし、当該再委託契約の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合(注2)を除く。)にないこと。

(注1) : 「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。

(注2) : 資金の確保状況については別紙2 履行体制図の業務の範囲欄において、記載すること。

③ 再委託を受ける事業者が、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(別紙 4)

軽微な再委託

軽微な再委託とは契約金額 1 0 0 万円未満の再委託をいう。